セーフティネット保証５号（ロ）の様式一覧表

原油価格の上昇により、製品等に係る売上原価のうち２０％以上を占める原油等の仕入価格が２０％以上上昇しているにもかかわらず、物の販売又は役務の提供の価格（加工賃を含む。）の引上げが著しく困難であるため、最近３か月間の売上高に占める原油等の仕入価格の割合が、前年同期の売上高に占める原油等の仕入価格の割合を上回っていること。

【認定基準】

①　原油等の最近１か月の平均仕入単価が前年同月比で２０％以上上昇していること

②　売上原価に対する原油等の仕入価格の割合が２０％以上占めていること

③　最近３か月の売上高に占める原油等の仕入価格の割合が、前年同期の売上高に占める原油等の仕入価格の割合を上回っていること。

|  |  |
| --- | --- |
| 原油価格の上昇 |  |
| １つの指定業種に属する事業のみを営んでいる場合【兼業①】営んでいる複数の事業が全て指定業種に属する場合 | 様式第５－（ロ）－① | 企業全体が認定基準を満たす。 |
| 【兼業②】主たる事業（最近１年間の売上高等が最も大きい事業）が属する業種（主たる業種）が指定業種である場合 | 様式第５－（ロ）－② | 主たる業種及び企業全体それぞれが認定基準を満たす。 |
| 【兼業③】２以上の事業を営む場合で、１以上の指定業種（主たる業種かどうかを問わない）に属する事業を営んでいる場合 | 様式第５－（ロ）－③ | ・指定業種が認定基準①を満たす。・企業全体の売上原価のうち、指定業種が認定基準②を満たす。・指定業種が認定基準③を満たす。・企業全体の最近３か月の売上高に占める指定業種の原油等の仕入価格の割合が、企業全体の前年同期の売上高に占める指定業種の原油等の仕入価格の割合を上回っていること |